平成２７年（フ）第１６５８号
福岡市早良区原４丁目10番24号
債務者　ラバーズモーターサイクルこと　森川　清治
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　泰雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６６４号
福岡市南区柳河内１丁目７番43号
債務者　白見　吉秋
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦川　雄基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５８１号
福岡市東区唐原１丁目23番28号
債務者　有元　啓人
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６８１号
福岡県春日市白水ヶ丘１丁目５番地　ヴィアジェ春日205号
債務者　久保田　勤
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　讃岐　真嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６８２号
福岡県春日市白水ヶ丘１丁目５番地　ヴィアジェ春日205号
債務者　久保田　恵
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　讃岐　真嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６３７号
福岡市中央区清川１丁目11番５―702号
債務者　黒河ひとみ
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平位　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１２２号
佐賀県武雄市北方町大字志久1167番地
債務者　松江　梨加
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２９９号
函館市赤川町495番地３
債務者　佐藤　潤一
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３０１号
函館市港町３丁目４番６号
債務者　佐藤　博道
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５５号
岩手県一関市萩荘字大袋306番地１　福光園ケアハウス老楽園
債務者　真山　　栄
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第９３号
岐阜県不破郡垂井町1037番地の４　青木住宅５号
債務者　内藤　正義
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
岐阜県不破郡垂井町1037番地の４　青木住宅５号
債務者　内藤たみのこと　タミノ　ナイトウ
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番11―402号　牧港団地
債務者　**棚**原しのぶ
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３６７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原87番地７　フォーエイ・やえせ　405号室
債務者　宮里　友美（旧姓渡嘉敷・島袋）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６６号
福岡県行橋市北泉２丁目27番41号　メイユール北泉Ｂ201
債務者　森木　浩子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１２７７号
埼玉県和光市白子２丁目28番２号
債務者　高山　孝子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７８号
愛知県安城市住吉町荒曽根152番地10、前住所愛知県知立市牛田１丁目105番地
債務者　成瀬　智信
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係